

第9回

新宿区ユニバーサルデザイン
まちづくり審議会

令和6年12月13日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第9回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

開催年月日・令和6年12月13日

出席した委員

**矢口哲也、水村容子、松原由美、岡村正昭、飯塚良子、齋藤朗、末木隆夫、秋山郁子、
藤原千里、菊田史子、小原聖子、武山昭英、西郷直紀、高橋政則、伊藤賢司、綱川正**

欠席した委員

高田淳子、櫻井昭夫

議事日程

1. 審議事項

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定及び規則改正について

2. その他

議事

○矢口会長 定刻になりましたので、第9回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を開会いたします。

初めに、事務局から委員の出欠状況について報告をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

本日、**櫻井委員**よりご欠席の連絡を頂いております。また、少し2名の委員の方が遅参というような状況になってございます。なお、定足数に達しておりますので、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第20条第2項により、審議会は成立しております。

また、本日は、事業者との事前協議をご担当しております相談員にもご出席いただいております。**丹羽相談員**です。また、**植田相談員**です。**西山相談員**になります。

審議会は、本日は公開となっております。また、傍聴の方は発言できませんので、ご了承ください。

なお、本日の会議の終了は11時半を目途に進めさせていただきたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

次に、本日の進行と配付資料についてご説明いたします。

黒いクリップ留めの一番頭にございますけれども、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会次第でございます。次第につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、机上の配付資料のご確認をさせていただきます。

黒いクリップ留めを取っていただきまして、次第をめくっていただきますと、A3判のホチキス、青い枠で囲まれております新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定について、A3判横のホチキス留めの資料が1つ。

続きまして、別紙2としまして、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定における主な意見、こちらはA4とA3判のホチキス留めの資料になります。

また、続きまして、別紙3としまして、表現の統一について、こちらはA4の1枚の資料となります。

また、少しちょっと厚い、クリップ留めとは別にひもとじの資料を2冊ほど用意させていただいております。こちらは、まず1つ目が、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの新旧対照表が2冊です。建築物編と道路・公園・公共交通施設編というものでございます。

また、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則新旧対照表、こちらはA4判のホチキス留めの資料となります。

そのほか、袋とじの下に製本された今現在の施設整備マニュアルと茶色いファイルの中にございます条例と施行規則を参考にご用意させていただいております。

そのほか、参考資料としまして、座席表、並びに審議会委員の名簿、並びに部会委員の名簿をご用意させていただいております。

資料につきましては以上となります。過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料につきましては以上となりまして、続きまして、ご意見等の際なんですけれども、ご発言の際は挙手をお願いいたします。その際、事務局がマイクをお持ちします。また、発言の際ですけれども、手話通訳への配慮としまして、ゆっくりご発言いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局からのご説明は、以上となります。

それでは、**矢口会長**、進行のほうをよろしくお願いいたします。

○矢口会長 どうもありがとうございました。

1. 審議

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定及び規則改正について

○矢口会長 それでは、早速、次第1、議題、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定及び規則改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 事務局です。

それでは、議題、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアルの改定及び規則改正について、ご説明いたします。

まず青色のA3、別紙1、①をご覧ください。

こちらは、前回8月の審議会にて施設整備マニュアルの改定の進め方をご報告させていただいたとおり、9月、11月に2回の部会を開催しまして、委員の皆様から様々なご意見を頂いたものを反映させたものになります。

内容につきましては、主に3つの項目で構成されております。

1つ目が、右上①ページの東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改定に伴うもの。それと、2つ目が、2ページ目からの事前協議等これまでの対応事例を踏まえたものによる改正。3つ目が、右ページ、4ページ目からでございます。コラム等の追加となっております。

右上の1ページ目にお戻りいただきまして、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂等について、こちらは東京都のマニュアル改訂に伴う改定になります。このため、原則、東京都と同様の改定内容としております。

ページの中にあります黒丸ですとか二重丸の見方でございますが、右上に凡例がございます。黒丸が遵守基準、丸が努力基準、二重丸が望ましい基準となっております。

主な改定項目につきましては、まず左の（1）建築物編では、便所（トイレ）では、車椅子使用者用便房、こちらは遵守基準、便房の内のり寸法にライニング等は含めない。こちらのライニングなんですけれども、ライニングは洗面台や便器などの配管を収めるために設けるふかし壁といったようなものです。

続きまして、遵守基準の直径180センチメートル以上の円程度が内接できるスペースを設ける。こちらの床室面積は、2,000平方メートル以上の建築物が対象となっております。

続きまして、便所全体としましては、望ましい整備の中で、男女共用の便所・便房を設ける。

一般便所につきましては、小便器や洗面器の脇につえ等を立てかけるくぼみ等を設ける等が改正されておりまして、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場、店舗内の通路や座席などについて改定していくというようなものになります。

続きまして、右ページの道路編、こちらの項目は、昨年8月の第7回審議会で審議いただきました条例規則改正の内容を施設整備マニュアルに反映するものとなります。歩道の歩車道の分離では、遵守基準として、歩車道境界の縁石天端の高さは、車道面から15センチメートル以上とすると。歩道（歩道の有効幅員、勾配）につきましては、縦断勾配が5パーセント以下、横断勾配が1パーセント以下とするようになってございます。視覚障害者用ブロックにつきましては、こちらも遵守基準で、舗装面との輝度比が確保できるようブロックを縁取るよう舗装の色を変えるなどの対応を標準とするというふうになってございます。

続きまして、(3)の公園編ですが、こちらは階段・傾斜路、野外劇場・野外音楽堂が改正されておりまして、車椅子使用者用観覧スペースで、遵守基準が床の端部に脱輪防止用の立ち上がり設けるなど変更になっています。

(4)の公共交通施設編では、券売機、聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮した、文字や映像により案内ができるインターホン等の設備を設けるようになってございまして、こちらは部会にて、どのようなものか分からないというようなご質問もございましたので、マニュアルに写真を掲載し、分かりやすいようにしております。後ほどご紹介させていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、②でございます。

事前協議等これまでの対応事例を踏まえた改正になってございます。

ここからは、事前協議で相談員の方のご意見や窓口業務での問合せなどを踏まえ、設けた項目となっております。

1番、階段、変更内容につきましては、緊急時における車椅子使用者が避難できるスペースを確保することについて、施設整備マニュアルの階段の項目に明記すること。変更理由としましては、車椅子使用者が避難できるスペースについては、事前協議において、相談員から車椅子使用者の非常時における避難スペースを設けることの助言を受けることが多いためとなっております。現状、区のマニュアルの中で、緊急時の設備・施設に記載がありますが、階段の項目には記載がない状態となっております。

車椅子使用者の一時避難スペースの記載は、先ほどお伝えしたとおり、緊急時の設備・施設に記載があるのですが、事業者や設計者が設計の早い段階で一時避難スペースを設けることを

検討いただけるよう、階段の項目に赤字で記載の説明文とイラストを記載するものとなります。

また、3つ目の二重丸、望ましい整備に「避難階段、特別避難階段などの階段の踊場（各階につながる部分）」ですとか、五つ目の二重丸の「一時避難スペースであることを、標識や案内設備を活用」といった文言につきましては、部会に出ましたご意見、各階どの踊り場か分からない。階段の定義が曖昧である。一時避難スペースがどこにあるか分かる措置をしてほしいといったご意見を反映したものになります。

右ページに移りまして、便所になります。変更内容としましては、トイレの洗浄ボタン等について、背景の色との明度差をつけることを明記すると。変更理由としましては、事前協議において、相談員から視覚障害者へ配慮した色覚計画とするよう助言を受けることが多いと。現状、当該内容の記載はないような状態となっております。

マニュアルに記載の内容としましては、赤で書いてありますように、便所洗浄ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相または彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とするという趣旨で、イメージ写真のようなものとなります。

1枚おめくりいただきまして、③でございます。

(3) 標識についてでございますが、変更内容としましては、標識の大きさの目安として、10センチメートル角以上を明記すると。こちらは、国際シンボルマークの基準を参考に設定させていただいております。変更理由としましては、届出処理において、設計者から標識の大きさについての問合せをすることが多く、他自治体においても、大きさに関する明記がないためとなっております。現状、高さ2メートル以上の部分を設置する旨の記載はありますが、大きさに関する記載はございません。

本改定で赤字の記載の丸が「当該部分が容易に識別できる大きさとすること。ただし、やむを得ない場合は10センチメートル角以上とすることができる。」を記載いたします。また、こちらの文言につきましては、部会において、10センチメートル角以上だけでは、最低限これだけ守ればよいと思われるのではないかとといったご意見を反映しまして、「当該内容が容易に識別できる大きさとすること」を追記させていただいております。

右ページに移りまして、4、案内設備になります。

案内設備の大きさの目安として、60センチメートル以内掛ける100センチメートル以内とすること、文字の大きさを選択の目安にすることを明記する。変更理由としましては、届出処理において、設計者から案内設備の大きさについて問合せを受けることが多く、また、他自治体

においても、大きさについての明記がない。現状としましては、案内設備は建築物内のエレベーターなどの配置を表示するものでございますが、大きさに関する記載はございません。

本改定では、赤字の部分、「当該内容が容易に識別できる大きさとすること。米印でJIS T 0922触知案内板に定められて大きさ100センチメートル以内掛ける60センチメートル以内、また、文字の大きさの選択の目安を参考にすることを記載させていただいております。

こちらの文言につきましては、部会において、「以内だけだと極端に小さい案内設備が設置される懸念がある」とのご意見を受けまして、「当該内容が容易に識別できる大きさとするこ」という文言を追記させていただき、部会のご意見を反映したものになってございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、右ページ④。

こちらからは、コラム等の追加になっております。

現在でも、11のコラムがありますが、社会情勢の変化ですとか事前協議、届出の対応事例を踏まえまして、内容を追加するものになってございます。左の水色の部分が追加コラム案になってございます。

右ページ目から順に、追加コラム案をご説明いたします。

合理的な配慮について、令和3年に障害者差別解消法が改正されまして、店舗や飲食店等の事業者による障害のある人への合理的な配慮が義務化されました。このようなことから、合理的な配慮の事例、物理的環境への配慮、意思疎通への配慮、ルール・慣行の柔軟な変更などの対応例をイラストと併せて紹介させていただいております。

また、部会においては、「合理的な配慮が必要のないような環境の整備が建築設計において重要である」といったご意見がありましたので、3つ目の点の太字の部分、「建築の計画などにおける環境の整備が、合理的な配慮の提供に大きな役割を担っています。」との文言を追加させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、⑤になります。

こちらは、新宿区のUDまちづくりニュースレターとなっておりまして、令和3年より年4回発行しているUDまちづくりニュースレターについて、紹介させていただいております。

部会では、「参考文献がスマホ等でも分かるようQRコードを掲載したほうがよいのではないか」とのご意見がありましたので、下にありますように、区のものについてはQRコードを追記させていただいております。

続きまして、右ページに移りまして、緊急時の避難についてということで、建築物の設計においては、高齢者、障害者等の避難に配慮した様々な工夫が求められますが、例えば、緊急時

の階段などによる垂直避難が困難となる利用者に対しては、以下のような配慮が必要となりますということで、写真等にありますように、一時避難エリアですとか、階段を移動できる階段避難車について紹介しています。

部会では、「階段避難車などの器具は、階段形状が直線でないで使用できない」とのご意見を頂きましたので、一番下の点にございますように、「階段避難車を利用するためには、階段の形状が直線でないで使用できないので、設計する際に注意が必要です。」との文言を追記させていただきます。

続きましてページ、6ページ目、⑥になります。

多様化するトイレになります。こちらは、第1回の部会において、「男女共用トイレについてコラム等を記載してもよいのではないか」とのご意見を受け、設けたコラムになります。

「子どもや高齢者、知的障害・発達障害、認知症のある方など異性による介助・同伴で利用する場合に、一緒に入れるトイレが少なく困っているという声があります。また、トランスジェンダーなどの性的マイノリティの中にも、男性用・女性用に分かれたトイレは心理的に入りにくく、トイレの利用を我慢しているなど切実な悩みを抱えている方もいます。」としまして、下にイラストで異性による介助、異性による同伴、性的マイノリティについてのイメージを入れています。現在、このイラストでは、介助者、同伴者が全て女性となっておりまして、修正では、男女となるように検討しております。

右ページに移りまして、オストメイト対応設備の利用についてであります。

こちらは、オストメイト対応設備の利用について、「器具についてはある程度分かっているのだが、どのように使うものなのか分からない」というような窓口のお声を受けて設けたものになります。「オストメイトは、排せつ処理のため、次のような行動フローでオストメイト対応設備を利用します。」として、各フローとイラストを掲載しております。

部会では、「オストメイト対応設備の利用時間については、汚れ等が付着するなどし、洗い流すなどの場合は30分から1時間かかるため、時間の記載をしたほうがよい」とのご意見がありましたので、こちらの文言につきましても、「30分～1時間」の文言を追記、対応させていただきます。

続きまして、右上、⑦になります。

車椅子利用者用駐車施設に関する案内板となりまして、こちらは窓口対応において、設計者が案内板の作成を忘れるといった事例があるため、具体的な記載例を掲載するというようなものになります。

右ページに移りまして、利用者への配慮についてになります。

こちらは、利用者への配慮の事例として、車椅子使用者がコインパーキング等にある車椅子使用者用駐車施設を利用する際、運転席の下部にフラップ板の段差があると車椅子を寄せることができず、駐車場の利用が困難となる場合があるという報告がございます。施設整備においては、フラップのないタイプですとか、段差のないフラップ板の駐車施設を設けるなどの配慮が考えられるということで、イラストは左が段差があって乗降が難しい例で、右側が段差のないフラップの改修例になります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、⑧です。

色彩について、こちらは視覚障害者の中に全盲の方のほか、見えづらい、部分的に見えない、弱視者（ロービジョン）の方がいます。こうした弱視者の方は視覚障害者全体の7割を占めておりまして、見えづらさですとか弱視の種類によって異なるため、様々な配慮が望まれます。

施設整備においては、色彩のコントラストが取れると空間を認識しやすく、写真右よりも写真左のほうが、階段の段鼻ラインの位置、踏み面のコントラストが取れており、ステップが認識しやすい配慮がされているとして、写真等を追記させていただいております。

部会では、「空間計画の中で色彩によるコントラストをもたらすと、空間認識につながる」とのご意見がありましたので、太字の文字を追記、対応させていただいております。

右ページに移りまして、光警報装置についてになります。

光警報装置は、火災を感知すると従来の音による警報に加え光による警報を発するもので、主に聴覚障害者や高齢者の方のために火災を知らせる装置です。便所及び便房内では聴覚障害者に非常警報が分かるように、光警報装置を設けることが望ましいですとして、下にイラストで紹介してございます。

今回、トイレブースのイラストの引き出し線に「フラッシュライト」という記載がございますが、こちらは「光警報装置」という文言に統一させていただきたいと思っております。部会では、「なぜこの光警報装置が必要なのか等の考え方や意味が分かるような工夫が望ましい」とのご意見がありましたので、先ほど読み上げました太字の部分を対応させていただきました。

また、「トイレ以外にも設置していると安心である」というのも部会でご意見がございましたので、下段に「便所及び便房内以外でも、聴覚障害者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される場所や、従業員等による避難誘導等が期待できない場所等へも、光警報装置を設置することが望ましい」といった一文と写真を追加させていただいております。

以上までが今回の改定内容になってございます。

続きまして、別紙2、⑨、A4縦のものをご覧ください。よろしいでしょうか。

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定における主な意見として、こちらは、審議会、2回の改定検討部会で委員の皆様から出ました主な意見になります。先ほど別紙1のご説明をする中で、ここに記載してあります部会でのご意見を紹介させていただきました。

1枚おめくりいただきまして、A3横、右上⑩になります。

こちらですが、本資料は、これまでの会議で出た皆様のご意見を受けまして、区の修正案を取りまとめたものになります。

表の見方ですが、左上にナンバー、分類、回数、意見要旨、回答、修正案となっています。

ナンバー1の券売機でございますが、先ほどありましたように、「話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮したインターホン等とはどういうことか。」というものにつきましては、右の修正案の写真がございますように、モニターつき券売機の事例を紹介させていただいております。写真にありますように、聴覚障害の方でもモニターを通して駅員の問合せが可能となっております。

次に、2枚おめくりいただきまして、右上⑫をご覧ください。

ナンバー26、27です。全般の項目で、施設整備マニュアルの分冊への対応、検索可能なデジタルブックへの対応についてのご意見がございました。区としましては、施設整備マニュアルの分冊化ですとかデジタルブック化をすることを検討しております。

ナンバー29、エレベーターについて、「カメラ、モニター、文字などで状況を伝えてくれる装置がついていると助かる。」というようなご意見を受けまして、右の写真、修正案にありますように、具体的な例の写真、こちらは成田空港のエレベーターになりますが、SOSボタンを押すと、テレビモニターに係員が映りまして、係員が向かっている際には、係員が現場に向かっていることを表示するモニターの写真があるというような事例を掲載させております。

ナンバー32になりまして、「相談のタイミングが重要で、なるべく早くするよう第1部に書いておく。」というようなご意見ですが、このご意見は、UDの届出を工事に着手する日の30日前、また事前協議では60日、もしくは90日前といったことが施行規則に書いてございますが、この時点では、実施設計が終わっておりまして、大体、事前協議をしても変更が難しい状況になっている。このため、委員のほうから、なるべく早く相談に来るように促したほうがよいといったご意見の内容になっております。

このご意見を受けまして、「条例に定められた日数にかかわらず、早めにご提出をお願いします。」という内容を追記対応させていただいております。

続きまして、別紙の3に移らせていただきたいと思います。A4の横の表現の統一になります。

こちらの資料は、新宿区UDマニュアル改定におけるテキストの表現統一箇所になってございます。お手元の資料、A4ひもとじの厚い資料、施設設備マニュアル新旧対照表、これらに反映されております。

表の見方ですが、左から、国の建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計標準の解説部分、続きまして、東京都の施設整備マニュアル、東京都の条例施行規則、青色が新宿区の既存の施設整備マニュアルと条例施行規則となっております。

国、東京都と新宿区を比較しまして、一番下の凡例にありますように、黄色マーカーが国、都に合わせたもの、水色が都に合わせたもの、緑色が建築基準法に合わせたものとなっております。

事例でございますが、水色の一番下の介助用ベッド、こちらは国、東京都のほうも、施設整備マニュアルでは「介助用ベッド」と変更されておりますが、こちらはJISの規格の案内図の記号で、介助用ベッドという表現で記載されてございまして、東京都が今後、介助用ベッドに表記を統一するというようなご発言がございましたので、区としましても同様に変更させていただきたいと考えています。

以上ですが、今回の変更のご説明になります。

本日ご議論いただく内容は、別紙1でお示しさせていただきました施設整備マニュアルの改定内容に絞ってご議論を頂けますよう、よろしくお願いいたします。

○矢口会長 ご丁寧に説明ありがとうございました。

事務局から今ご説明がありましたけれども、本日はマニュアルの改定内容、部会で修正された内容に、主に基本的には絞って議論していきたいと思います。一番最初にご説明があった、これが主な議論の内容になるかと思います。最後のこれは、もうほとんど表記の揺れの話なので、お任せしてもよろしいかなというふうに思います。

それでは、本議題についてご意見、ご質問等があれば、皆様よろしくお願いいたします。

自由に時間もありますので、ごゆっくり、ちょっと時間は要りますかね。これは、ぱっと見るにも、少し目を通してご発言いただければいいかなというふうに思います。

もう早速、**松原委員**、よろしくお願いいたします。

○松原委員 ありがとうございます。

別紙1の6番に、多様化するトイレのいろいろな絵を掲げていただいているんですけども、こちらはケアする側が全員女性なので、ジェンダーの固定観念を助長すると思いますので、もう少しいろいろな方がケアしている絵のほうよろしいかと思いました。

○事務局（景観・まちづくり課長） ご意見ありがとうございます。

今のこちらの資料、6ページ、⑥と記載をしてございます。こちらも今ご指摘のとおり、介助者につきましては、全員が女性というような状況になってございますので、様々な方が介助しているようなイラストに、今、別途作成予定といったところでございますので、そういったご意見の趣旨を踏まえたイラストに変えていただきたいというふうに思っております。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

岡村委員、よろしくお願いいたします。

○岡村委員 ご説明いただいて、ありがとうございます。

意見というか、補足みたいなものを含めてお話しできればと思っております。

まず別紙1の右上に①と書いてあるほうの右側の(3)公園編とあります。⑦の野外劇場・野外音楽堂というところの一番最後に「複数設置するとともに、配置に配慮する」という文が書いてあります。これは非常にいいことだなと思っていて、実は、今も施設によっては車椅子用の観覧席というのは用意してありますが、実績、席が足りないであったりとか、その数の制限のせいで行けないこともあったりもしますし、あとは位置がちょっととんでもない場所にあることもあったりするので、複数設置することが重要なんだよということで考えさせる機会になるかなと思っております。

続けていきます。

右上の方に②と書いてある、めくったところです。こちらのほうの階段のところ、「緊急時における車椅子使用者が避難できるスペースを確保」、これもしっかりと表示していただくことで、事業者の方々が考えていただける機会になるのかなと思っております。

ただ、やはりここの懸念点というのは、一時避難エリアをつくりました、でも、それで終わりじゃないんですよということがあって、何が言いたいかというと、例えば基本設計と言われる部分で、この一時避難エリアの場所の確保はしました。でも、その後、内装設計、内装のサイン計画とか、いろいろな計画のほうは別の事業者がやるのが結構多いんですね。そのときに引き継がれていないと、ただスペースがある、でも、それが例えばホテルとか建物だったら、施設のフロアのマップとか、地図がありますよね。そこに何も表示されていなければ分か

らないという話になるんですね。なので、そういったところもしっかりと標識や案内設備を活用して、分かりやすく表示するというのが書いてあるところを踏まえて、つまり、基本設計をやっている事業者だけではなくて、ちゃんと内装設計するところにつないでねということとかをここで伝えていただいているということだと思うので、非常にいいかなと思いました。

あとは、右側の便所のところも一応コメントさせていただくと、コントラストという部分等に関しては後ろのところにもありましたけれども、色弱者というところが特にピックアップされがちなんですけれども、実は色弱者は、そんなにいろいろ困っていないことも多いです。ただ、実は大体300万人ぐらい先天性の方がいると言われている中で、今、日本に300万人ぐらいいる人の話で、別の話でいうと、在留外国人も300万人を超えていますという話です。

そうなったときに、実は色だけじゃなくて、例えば今ここのイメージ写真にありますウォッシュレットのいろいろなボタンがありますよね。これは迷われる方は、在留の方よりは、どちらかというとインバウンド、観光で来られる方が非常に迷っていることがあったりするので、そのあたりは実際の利用者のことを考えた上で、こういったコントラストもそうですし、色だったりサイン計画というのも考えていくというところの啓発になるのかなと思っております。ちなみに、インバウンドは2,000万人を超えているという話がありますが、どんどん来ているという話でございます。

では、続けての次のページ、右上の③でございます。

こちらの標記に関して、サイズを10センチ角以上とすることにするということで、変更していただいたプラスアルファで、やはりそのサイズ、やればいい、これで合格だみたいな話じゃなくて、ちゃんと考えてもらうために、「当該内容が容易に識別できる大きさとすること。」というふうに書いていただいております。

これは非常に重要なことで、もちろん、すごく視力がいい、裸眼で2.0でよく見える人だったら大体見えますよねという話ですけれども、例えば弱視という方もおられますし、別に弱視じゃなくても老眼の方もいますよねという話になったりしますし、もっと言うと白内障の方もいたりしますよねということになったときには、やはりいろいろな利用者が「当該内容が容易に識別できる」ということになったときには、利用者の多様性のことを事業所が知っていかなければいけないということになりますので、この文言自体は非常に大きな一歩かなと思っております。ということで、右側も同じですね。「当該内容が容易に識別できる大きさとすること。」ということで、非常にいいかなと思っております。

右上の④のところのページなんですけれども、これはちょっと、私の勘違いかもしれません

が、右の合理的な配慮について、これは令和3年の改正でいいんですかね。今年の4月1日の話よりもっと前の話……

○事務局（景観・まちづくり課主査） 改正が3年で、施行が今年です。

○岡村委員 そういう意味ですね。分かりました。何となく、今年の4月1日かなと、施行のほうの話をしていたので、その部分ですね。分かりました。ありがとうございます。助かりました。では、ここはめくって大丈夫です。

右上に⑤と書いてあるページでございます。

右側のほうの緊急時の避難についてということで、これも非常に、具体的にこういう緊急時のことを事業者側、要は建物を造る側が装備できるようになったのでとてもいいなと思っておりますが、こちらの避難時に使う担架みたいな形のものというのが、階段の形状が直線でないと使用できないというのが、皆さん想像するかと思いますが、要は、非常階段、らせん階段みたいになっているものとかというのは、進めないんですね、ぶつかってしまうんですね。そのときに、ではどうすればいいんですかと、やはり事業者の方々が言うてくる可能性があるんです。

本来は、どうすればいいんですかを考えてみてくださいという話ではあるんですけども、でも、多分どうすればいいんですかと言うてくることがあると思うので、その何か回答というかアドバイス、ヒントみたいなものもご準備しておくことが望ましいかなと思っております。

次のページです。右上に⑥と書いてあるところでございます。

多様化するトイレのところですね。これもいろいろとご検討いただいた上で多様化するトイレということになって、非常によかったなと思っております。トイレ自体、もちろんいろいろなもの、世の中で進化していますよね。固定電話がスマホになるとか、パソコンがとか、いろいろなことが進化している中で、トイレも当然進化していくわけです。変化していくわけですねという中でいうと、当然、利用者が変化するからトイレも変化しなければいけないよというところが、多様化するトイレの趣旨でございます。

その中で、今どうしても性的マイノリティの話ばかり取り上げられがちですけども、それ以外もたくさんあるよということがありまして、もちろん高齢者が増えるということは、介護する方も増えますよね。ただ、介護する方というのは、介護される側の人男性であれ女性であれ、介護する人の性別がそこに属してなくても、トイレでやはりおむつを替えたりとか、何か非常対応しなきゃいけないよといったときに、男性用トイレのほうの場所にしか多機能トイレといいますか、だれでもトイレみたいなものがないよという話になったときには、介助され

る女性の方がそこに行くときに、やはりちょっと抵抗があるよとか、大丈夫なのかなと思ったりとかする。

そういったこともあったりするので、ここの一番下に、「だれもが気兼ねなく使用できる」というところもポイントになるかなと思うんですね。「新しいトイレの在り方を」というところは、非常にいいかなと思っています。

これは今後の検討かもしれないですが、今、機能分散という話がありまして、トイレのほうは、やはり多機能トイレとか、だれでもトイレというのは、機能を集中していました。車椅子利用者の方が使える、プラス、オストメイトの方も使えるとか、そこに例えばおむつを替える介護用ベッドもあるとかというふうに、機能を分散させる方式で流れがあったんですけども、でもこれは、例えば右側のオストメイトと書いてあるところにつながるんですけども、オストメイトの方が一人入りました、パウチの交換に30分から1時間ぐらいかかったとしますとなったら、そのトイレがもう使えなくなってしまうと、車椅子の人はもう使えないよということになってくる中で、ではトイレの数を増やせばいいんじゃないか、これが一番正解ではあるんですけども、でも、なかなかそれができませんという事情の中で、機能の分散をしましょうと話になっています。

多機能トイレの一つ、車椅子用便房の一つだけじゃなくて、普通のトイレの中にもオストメイト設備をつけたりであったりとか、そういったところの分散をしていこうという話がある中で、この辺も多分、多様化するトイレというところで、ちょっと下部かコラムにするか、その辺は少し検討してもいいのかなと、思った次第でございます。

すみません、ずって言ってしまっ。

右側の上の⑦番と書いてあるところでございます。

右側の利用者への配慮についてのところで、コインパーキングのところにフラップという、コインパーキングだからしょうがないという、その設備があるんですけども、これも段差のないフラップに解消することで何が起きるかといったら、車椅子利用者の方々がちゃんと車にいれるということもありますけれども、でも、実は、これは車椅子利用者の方だけじゃなくて、あまり表沙汰にはなっていませんが、コインパーキングの段差、設備の段差で転倒する方は非常に多いんですよ。人によっては、それで複雑骨折する方もいたりとかするので、やはりそういったところも踏まえて、段差のないフラップに改修していくことのほうが、事業所としても、事業者としても望ましいよねということとかになっていくところで、非常にいい話かなと思っています。

すみません、ずっと言って。

次のページ、右上の⑧と書いてあるところですが、こちら、右側の光警報装置の部分をちょっとお話をさせていただきます。

光警報装置は、聴覚障害者の中では、フラッシュライトという言葉は結構定番にはなっておりますが、光警報装置は読んでそのとおり、分かれば大丈夫かと思っております。ただ、分からない人もいるかもしれませんので、やはりその説明も、これも同じく車椅子避難の一時エリアと同じように説明も一緒にしていくほうがいいかなというところで、一応この下のほうの写真の上に、光警報装置を設置する場所にはピクトグラムを提示することが望ましいですという話でありますけれども、これはぜひピクトグラムだけでなく、そこに文字の説明が欲しいかなとなっています。

というのは、オストメイトのピクトグラムは皆さん知っていますかといったときに、皆さんは知っているかもしれませんが、トイレにあるオストメイトのマークは、見ても分からない人が多いんですね。お腹のあたりに十字マークがついているみたいなマークになるんですが、つまり、ピクトグラムだけでも分からない人もいる中で、ちゃんとそこで文字の説明も踏まえた掲示があることが望ましいかなと思っております。

あとは、フラッシュライト、光警報装置自体は、もちろん聴覚障害者の方が非常時の音だけの誘導に対して、逃げ遅れないためのものにもなりますけれども、ちょっと角度を変えると、今、皆さん、町なかを歩くと結構ヘッドフォン、イヤホンをつけていらっしゃる方を多く見かけませんか。ずっと一日中つけている方もいるんですね、若い方だと。そうなってくると、やはり音だけのご案内があまり聞き取れない方がいるかもしれないといったときには、音だけじゃなくて光、目に見える視覚情報も踏まえて、避難情報というものをちゃんと伝えていくということの趣旨にもなるかなと思うので、非常にいいかなと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上、感想でございます。ありがとうございました。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

フォローアップという形ですかね。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。**水村委員**、お願いいたします。

○水村委員 3点ほどあるんですけれども、まず別紙1のほうの⑧ページの色彩についてなんですけれども、前回の部会で色彩のコントラストが取れていると空間を認識しやすいということに関して発言させていただいた記憶はあるんですが、こちらのコラムでは、どちらかというと弱視の方に対する配慮というニュアンスで書かれているんですけれども、それに加えて、前

発言したものが、認知症の方も色彩のコントラストによって、空間の意味が理解できたり、そこで何を行うかということの理解の促しに通ずるので、そのことについての発言もありましたので、ですが、そのことが全く反映されていない気がしますので、ちょっとご再考いただければというふうに思います。

2点目が、確認なんですけど、やはり前回の部会で、いろいろとこの施設整備マニュアルの作成の経緯とか、あと障害の捉え方について、こちらの整備マニュアルのほうで含めるのは難しいので、第1章、第1部かな、概要というところで少し加筆をしましょうというお話になったと思うんですが、それは今日いただいているものの、例えば1-3ページの赤字のところとか、あと1-13の合理的な配慮について、これはコラムも加筆いただいているのでよいと思いますが、そこであるというふうな理解でよいのかという確認です。

そうした上で、施設整備マニュアルですので、ちょっとすわりが悪いのかなとも思うんですが、やはりユニバーサルデザインで、一度その条件が満たされればそれで完成というかゴールではなくて、その都度その状況を確認していった必要があれば調整していくという、いわゆるスパイラルアップというやつですね、というそのプロセスも含まれていると思うんですけれども、あまりそれが含まれていなくて、書かれていなくて、触れられていなくて、そうすると、一度このマニュアルに即してつくったからよいでしょうみたいな感じになってしまわないかなという気がいたしまして、そういう意味では、第1部、概要編のところでもスパイラルアップのことについて触れておくということも、少し合理的な配慮とも重なる部分はあるのかなとは思いますが、必要なことなのではないかというふうに、すみません、もっと前の時点で言えばという感じもしますが、今日気がついてしまいましたので指摘させていただきます。

以上です。

○矢口会長 事務局のほうでご回答をお願いします。

○事務局（景観・まちづくり課長） まず先ほどのコラムの色彩の認知症の部分につきましては、前回ご意見いただいたところから抜けてしまっているかもしれませんので、記載内容については、追記するなり微修正のほうをさせていただきたいと思います。

あと、2点目の確認につきましては、委員ご指摘のとおり、先ほどやはり合理的配慮等を踏まえて施設整備を行う上で大変重要な視点ということでしたので、前回のご意見を踏まえて、具体的な基準のページより前の、例えばこちらのひもとじのマニュアル、建築物編というのをご覧いただきまして、こちらの前段の例えば1-13、ここに合理的配慮について総体的な考えを記載させていただいた。また、1つ前の1-11、こちらもしコラムであれば通常、施設整備マニ

アルの中の後段の部分に、各施設ごとに掲示するものでございますけれども、やはり基本理念の上位的な位置づけがあるのかなといったところで、こちらは第1部の概要のところをしっかり載せていただいて、建物の設計をする上で、こういった視点を踏まえて、なかなか基準に現れないところはございますけれども、こういった視点を踏まえて設計者の方に設計していただきたいといった趣旨で、前段に設けさせていただきました。

また、1-10は、今のご質問のところには直接的には絡みませんが、赤字で「早めのご相談」といったところで、こういった趣旨を踏まえた設計のご案内なんかも区のほうでまとめていきますので、そういった視点で追記させていただいたということで、ご確認の内容のご趣旨で、こういった記載をさせていただきました。

ただ、スパイラルアップのところが少ないのではないかとといったところでございますので、やはりユニバーサルデザイン、施設整備をして順次改定して、スパイラルアップしてよりよいものにしていくというような視点も大変重要でございますので、こういった一部の中で、こういった追記ができるのか、補足的な追記ができるのかというのは、ちょっと調整させていただきたいというふうに思っております。

○矢口会長 水村委員、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○飯塚委員 別紙1の⑧なんですけれども、色彩についてというので、**水村委員**も認知症の人という指摘があったんですけれども、私も町歩きをしていて、認知症じゃなくて普通に歩ける人でも、結構高齢になると目が弱くなって色彩が全然分からないので、もし入れるのであれば、認知症という限定したものではなくて、高齢で視力が衰えた人とか、そういう言い方もありかなというふうに思いました。

あと、2点目なんですけれども、その前の⑦ページで、車椅子使用者駐車場の誘導表示の記載例とあるんですけれども、ここで車椅子が右下のほうが、ちょっと寝ている形なんですけれども、やはり一方向から見て分かりやすい感じの表示のほうがいいかなと思いました。

以上です。

○矢口会長 ご意見ありがとうございます。

事務局のほうで、ご回答をお願いいたします。よろしいですか。回答はいいですか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 先ほどの駐車施設の件なんですけれども、こちらの寝て見えるという話でございますけれども、こちらは駐車場で、車が入るところの部分での記載になっておりますので、車が実際に止まる際には、右の寝ているような状態のサインになる、

上から見た図面になりますので、あくまでも図面はこちらのほうが正しい表現になっているか
と思います。よろしいでしょうか。

○矢口会長 あと、2点目については、文言の修正等を……

○事務局（景観・まちづくり課長） 先ほどの認知症と高齢者は、その辺を踏まえて、微修
正という形で追記させていただきたいと思います。

○矢口会長 飯塚委員、よろしいでしょうか。

○飯塚委員 はい。

○矢口会長 もうお一方。

○齋藤委員 今、ユニバーサルデザインまちづくりという題の審議会なんですけれども、こ
れは基本的には日本人中心になっていて、今、4,000万人も外国人がインバウンドで来て、新
宿のまちなんかは外国人だらけなんですね。

こういうことを考えると、外国人の人たちにも分かりやすいマークにしないと、あまり意味
がないですね。日本人だけでは、ここにいるのはほとんど日本人なんだけれども、まちを歩く
ともう外国人だらけで、しかも駅なんかでは券売機で買えないんだよね、実際。それから、バ
スのところなんかも、どういう経路でバスに乗っていったらいいのかが分からないんですね。

そういうことを考えると、観光立国を目指している割には、外国人にすごく冷たい部分とい
うのを、特に訪日外国人に冷たい。それが例えば都市ランキングで、1番がロンドンで、2番が
ニューヨークで、3番がパリで、4番が東京なんですよ。ほかの分野で東京は勝っているん
ですけれども、外国人という、よそ者に対して冷たいというところで、すごくランクが下がっ
ているんですね。それから、女性の地位が低いという、この2つで日本の、要するにランキング
が下がっている。

そういうことを考えると、外国人に優しく、しかも男性中心社会から男女平等か女性優位社
会に持っていかなくちゃいけないから、女性に優しい、しかも女性といっても、多くは高齢の
女性ですね。80歳以上ぐらいの人たちが、みんなカートでやっと歩いている状況だから、そう
いう人たちに優しい形に持っていっていいんじゃないかなと思うんですね。

特に、これは一部は国際シンボルマーク使用指針というので、一部は外国に共通のマークを
やるけれども、原則的には日本人中心になっているから、これは、もうちょっと変えていた
らいいんじゃないかなと。

それから、言葉の問題ですけれども、便所とかトイレというのは日常的に使うけれども、例
えば便房なんて言われたら、便所と便房はどう違うのかというのはちょっと分かりにくいんで

すね、普通の言葉としても。だから、そういうのも、もっと分かりやすくすることで利用してもらわなくちゃ意味がないんだから、難しい言葉はなるべく少なくして易しい言葉で解説するようにしたらいいと思います。

以上です。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

○事務局（景観・まちづくり課長） 今のご意見は、本質的なところにつながるご意見かなというふうに思っています。まず区のほうで、委員ご指摘のとおり、外国人に限らず高齢者の方、そういった方が誰でも使いやすい施設整備ということで、こちらの条例のほうを区のほうで定めて建築設計する際に、今ご審議いただいているマニュアルを基に、設計者の方に様々なことが配慮できないかというのをお願いしているというような状況です。

です。で、なかなかちょっと、サイン計画とかそういうのはあるんですけども、そういった施設整備、改修される際については、こういったマニュアルに、もともと古いものが対応できていないところはあるかもしれませんが、施設整備をされる際には、こういったマニュアルを用いて、区のほうの窓口で設計者と協議をして使いやすいものに変えていくといったところで、なかなか一気に進まないかもしれませんが、着実に一步步、少しずつ進めていきたいというふうに思っています。

あと、先ほどの便房の話は、都の基準の改定の文言をそのまま引用していますので、少し分かりにくい部分はあるかと思いますが、基本的には、国ですとか都の文言をそのまま引用しているということで、なかなかそこを変えるというのは、基準の整理になりますので難しいんですけども、窓口にいらした際については、そういったご案内の中では、区の職員のほうで分かりやすく、こういった基準についてはしっかりご案内したいと思います。

あと、サイン等につきましても、ピクトグラムは外国人だけでなく、先ほど**岡村委員**からもありましたとおり、見て誰でも分かりやすいということで、基本的にはピクトグラムを使っただきながら、伝わらない部分については音声案内等で併用するようなものを基準の中で設けられていきますので、そういった視点で、引き続き皆さんが使いやすいような施設整備に向けて、このマニュアルを活用していきたいというふうに思っています。

○矢口会長 ありがとうございます。

条例なので、ここに書かれている文言が、ちょっと古臭い文言が多々ありますけれども、実際整備するに当たっては、皆さんが分かりやすい言葉で整備されると思いますので、まあ大丈夫かなというふうに信じたいと思いますということです。

少し僕のほうからフォローアップをいたしますと、部会のほうに参加されていない委員もいらっしゃると思いますので、一応フォローアップしますと、前回の審議会が8月に行われて、9月と11月に2回部会をやったんですね。

部会の中では、9月にやった部会は、比較的、第2部と言われている……、まずこのイメージを皆さんに持っていただきたいんですけども、施設整備マニュアルは、大まかに言うと3部構成で、最初の1部と言われている部分が理念を表している部分で、こんなものなんですよ。このペラペラの、すごく少ない部分。この部分が理念とかを表している部分。施設整備をどういうふうにしたらいですか、ユニバーサルデザインとは何でしょうか、その中で考えなきゃいけないことは何でしょうかという理念を表している部分が、最初です。ここの分厚い部分が、各設備の整備方針を細かく書いてあるところで、今日皆さんに審議いただいている青いA3の部分が、主にここになります。最後に資料編で、さらに細かいものがあるということになっております。

こういう3つの構成でできていまして、最初の部会では、やはり細かい話、ここに書かれている話をかなり議論をいたしました。

第2回目の11月の部会では、大体この内容がそろってきたので、少し第1部のほうに、もう少し追記しなきゃいけないことがあるんじゃないかということで、合理的配慮についての追記をしていただいたり、あと、相談のタイミングを早くしましょうとか、要は、ここの施設整備マニュアルの技術的な部分より前の話を、第2回目の部会で主に審議いたしました。

先ほどの**水村委員**から出ていたような、例えばスパイラルアップの考え方も入れたほうがいいんじゃないでしょうかみたいなものは、第1部のお話になりますし、ここに今日出されているものは、主に第2部のお話になっているのかなというふうに思います。

部会に参加されている方はよくご存じな話なんですけれども、一応、部会に参加されていない委員の方もいますので、少し補足説明させていただきました。

何かほかにご意見等ありますか、質問等。かなり厚い資料なので、これを全部見ることは難しいとは思いますが、何となく大体の構成を分かっただけだと、このマニュアルが少し使いやすくなるんじゃないかなというふうに思います。

いきなり第1部、第2部と言われても、なかなか分からないと思いますけれども。

何かございますでしょうか。

よろしくお願いいたします。**高橋委員**にマイクをお願いします。

○**高橋委員** 高橋です。

ちょっと細かいところですけども、8ページの写真が、これは横書きの場合は逆のほうがいいのかと。認識しづらいものを左側に持ってきて、コントラストが取れて認識しやすいものを右側に持っていくと。

というのは、その前のイラストが、改修前と改修後というふうになっていて、横書きの場合は横から見ていくと思うので、そちらのほうが理解しやすいんじゃないかなと。文章も右と左を逆にしていれば。

○矢口会長 ビフォー、アフターの話ですね。

ご回答お願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） ちょっとここは入れ替えさせていただいて、前後、整合が図れるような、改修前と改修後ではないですけども、そういった記載にさせていただきたいと思います。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

細かい内容でもいいので、ぜひご意見等いただきたいと思います。

水村委員、お願いいたします。

○水村委員 すみません、細かい内容ではないんですけども、先ほどの外国人の方への配慮というのが私自身非常に気になっておりまして、今、例えば不動産を見ると、住宅とかは中国人の方がかなり購入するようになっていますが、今後、商業施設とか私的な建築物は外国人の方が所有する可能性は非常に高いと思っていて、そうした中で、新宿区とかはもっと高いと思うんですね。

そうした中で、やはりこういう取組を海外のに理解していただくというのは、すごく重要なように思っていて、この間もヨーロッパの人とかが日本が高齢対策はどうやっているか調べたといつて、何か割とざくざくやってくるんですけども、日本のこういう施策とか法律は全然英語になっていなくて、お伝えし切れない、し切れていないという部分があります。

あまり大げさなことは言わないでくださいというふうにも見えるんですが、デジタルブックの作成をお考えになっているということで、ネット上だとAI翻訳で、最近割と海外のものでも、かけると、すぐ割と質のいい翻訳で日本語になったりするんですけども、可能であれば、そういうことも考えておいたほうがいいと。

この分厚いもの全ては難しいと思うので、デジタルブックの抜粋版をつくって、それに対して、多分恐らく英語と中国語と、まずは韓国語ぐらいでしょうか、スタートとしては見ていただけるような、何かそういう工夫も今の社会情勢を考えると必要なのではないかなと思いますし

て、すごく嫌なんだと思うんですが、発言させていただきました。

すみません。ごめんなさい。

○矢口会長 ご回答は難しいと思いますけれども。

○事務局（景観・まちづくり課長） 将来に向けた検討事項ということで受け止めさせていただきました。

なかなか予算に絡む部分もございますので、今回の改定にというのはなかなか難しいところはございますけれども、将来的に、申請者の方の動向とかを把握しながら、区としてどういった対応ができるかというのは、検討、研究させていただきたいと思います。

○矢口会長 概要版がウェブで公開されるのであれば、そこだけでも何か対応を考えるのはいいと思いますし、今、新宿区のウェブサイトを見ると、結構自動翻訳とかをうまく使っているので、そこに乗っけるだけでも、かなり変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど意見もありましたけれども、多言語化対応とかというのは新宿区ならではの課題だと思うので、ご対応をお願いいたしますということです。

ほかに。どうぞ。

○岡村委員 今の**水村委員**の追加のお話ですけれども、うちのほうもイギリスとタイとブータンから同じような、日本のこういう設備に関しての問合せとかがある中で、今ご回答いただいたのでその回答で大丈夫なんですけれども、多分今後、新宿区というものの広報をするという意味合いでも、実はこういったものが使えるのかなと思っていて、これだけの議論をしたものを一つの区としてやっているみたいなものを、例えば海外に話していくというのは非常に重要なポイントになるかなと思っています。要は、国がばんと決めて下ろすんじゃなくて、各自治体でこういったことを考えているというのは、非常にいいかなと思いました。ちょっと追加でした。

もう一個、せっくなので細かいところを言います。

別紙1の右上に⑥と書いてあるほうのオストメイト対応設備のほうで、さっきちょっとだけ話をしたんですけれども、追加で細かい話をします。

具体的なパウチの交換の内容で、右側にイラストが入ったのが非常にいいというポイントで話をさせていただいているんですけれども、いい部分が、ちょっと皆さんに逆に聞きたいぐらいなんですけれども、右のイラストの方が今パウチを変えているイラストがあると思うんですけれども、流す台の前に鏡があるのは、皆さんは鏡だと分かりますかねという話があって、多分、鏡と分からない人が多いかなと思ったんです。

実は、これは実際のものを見ると、鏡はほとんどついていないことが多いんですよ。もっと言うと、ついていても、すごく小っちゃい鏡があって、実際に立って変えようと思ったら、すごく低過ぎて鏡がほぼ使えないみたいなことがある中で、もし、これぐらい全面が見えると、結構パウチを交換するとき、洗うときにも、鏡というのは結構大きいほうが助かるなというのは、当事者の方々からもあるんです。

これも、だからこういうふうな、オストメイト対応の器具の前には、こういうちゃんと鏡があるみたいなイラストがあるというのはとてもいいなと思ったので、例えばこれを見て皆さんが鏡と分かっていなかったら、ただの棚と思っているのかなと思ったので、鏡と分かるものになるといいと、ちょっと思いました。細かいところでした。

以上です。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

最初のお話は、新宿区のほうで独自にやっている取組というのを広報に使っていくのはいいんじゃないかというお話と、細かいお話ですけども、イラストの修正ということで、ご対応のほうをお願いいたしたいと思います。

ちなみに、皆さん、これは結構、区としてやっているのは先駆的だし、ほかではなかなか、ここまで立派なものはないので、委員の皆さんは、すごくいい仕事をされているんじゃないかなというふうに考えております。自信を持ってやっていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 建築に全く素人なので、ちょっとお伺いしたいのも含めてなんですけれども、ひもとじの建築物の1-10で、届出者というところの下に事前協議が「工事着手日の60日前までに」と書いてあるんですけれども、これは、このときの前に相談すれば設計とか施工が変更するのが難しいと、ちょっとさっきおっしゃっていて、前回の部会のときに、この概要の理念とかを事前にすごく伝えることがとても大事だという議論になった記憶があるんですね。

なので、その上に赤字で「条例に定められた日数にかかわらず、早めに」という、ちょっとこれだけでは弱いというか、これしか書きようがないのであれば仕方がないんですけれども、せっかくここまでの概要を練り込んでいて、スルーされてしまうのは非常にもったいない気がするので、何かここでもう少し、60日よりもっと前に来てねというのを押すようなことはできないでしょうか。

すみません、素人で。以上です。

○矢口会長 とてもいい意見だと思います。

事務局のほうでご回答をお願いします。

○事務局（景観・まちづくり課長） ご意見ありがとうございます。

記載はこういう形になっているんですが、通常これまでの流れというか、設計者の方が、まずいきなり届出に来るわけではなくて、例えば新宿区内に建物を建てようとする、こういった届出が必要かという調査に来るんですね。そうすると、ユニバーサルデザインに限らず、新宿区内で建物を建築する方が必要な手続というのは、これだけではなくていっぱいありまして、そういった中で、この規模でこういう用途ですと、こういった届出が必要ですよというのを、まず設計者の方が把握されるという状況になります。

そういったご案内で、ユニバーサルデザインの届出が必要ですよと、窓口で設計者の方がいらっしゃると思いますので、まずこういった届出が必要かというのを、ここのページで、相談に来られた方に、届出の内容は全然決まっていなくていいですけども、いらっしゃるんで、そうすると、ここにこういう文言の記載がありますと、うちの職員が日数はこういう記載がありますけれども、設計の変更等に対応できるタイミングで早めに相談に来てくださいというのを必ずご案内しますので、まずはそういった運用的なところで、前回もご意見いただいておりますので、そういった運用的なところで対応させていただきたいというふうに思っております。

○矢口会長 よろしいでしょうか。

○藤原委員 はい。

○矢口会長 庁内においても、普通は建築指導課とかに設計者が来たりするので、要は、庁内でこういう資料があって、なるべく早めに来てねというのを、行政側のほうの周知というのでも結構大事なんじゃないかなというところだと思います。

あとは、概要版をつくったときにも、やはりこれをきちんと概要版に文言を盛り込んでもらわないと見落としちゃうと思うので、なるべく早めに来てくださいというのは、指導を徹底していただきたいと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

よろしいですかね。

大丈夫ですか。どうぞ、**植田相談員**。いいですか。

○植田相談員 相談員をしております**植田**と申します。

ひもとじのことにしましては、コメントをしてもよろしいでしょうか。こちらのひもとじの建築物、今回初見なんですけれども、よろしいですか。

○矢口会長 はい。

○植田相談員 すみません。朝見て、ちょっとちらっと気になったことだけお伝えさせていただきたいと思います。

2-70なんですけれども、段差解消機ですとか斜行式の段差解消機ですとか、そういったものは、今現在自由に使えるものというのはほとんどないので、人を呼ぶ形になると思うんですね。

その下のエスカレーターのところ、人を呼ぶ場合にはその案内をつけることですかというのを書いてあるので、もし赤字で斜行型の階段昇降機のところのその他に付け加えていただければ、そういった配慮も必要かなと思っております。

あと、エスカレーターのところも、くしのところとその他の事項というのがずれ始めているので確認していただきたいなと思っております。

あと、もう一点よろしいですか。

○矢口会長 はい、どうぞ。

○植田相談員 今回、改定に当たって、大型ベッドを介助用のベッドに変更するということが進んでおりますので、私もJISの規格のマーク自体もそのマークになっているので、今回特に指摘はしていないんですけれども、2-80を見ていただきますと、上から3つ目の丸があって、そちらに「折畳み式ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。」という、これを赤で追加していただいているのがとても重要で、介助者だけでなく、自分で開いて自分で乗り移って使われる方もいらっしゃるもので、ただ、JISのマークが介助用になっているので、これが加えられたということは、介助用のベッドに全部変わっていくでしょうが、国のほうではまだ大型ベッドと使っておりますし、事務局の方々がこういう使い方も分かっているということを、ちょっとお伝えしたいなと思っております。

あと1点だけ、すみません。

あと、2-86なんですけれども、新しく右側に参考図を作っていただいております。基本的に、大型ベッドがなくて困っている方々がたくさんいらっしゃって、2メートル掛ける2メートル以上とは書いてあるんですけれども、ちょうど最低限しか、どうしてもつくってくださらないんですね、2メートル掛ける2メートルの。その中に大型ベッドとかを入れられてしまうと、ほぼ使いづらいものになってしまうので、右側の参考図のように、2メートル以上なんだけれども、2メートル20センチ程度、2メートル20センチ程度と書いてあることが重要で、左側の図8.2のほうに、大型ベッドのマークを追加されましたよね、赤で。これは、できれば2メートル20の、右側の大きなほうに大型ベッドは入れてもらいたいなというところ

があります。

その3点、すみません。理解していただきましたでしょうか。

○矢口会長 事務局のほうで対応が必要なのは、1番目の事項と3番目の事項ということでしょうか。今のご発言は、それでいいですか、1番目と3番目について。

では、事務局のほうでご回答をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 斜行型段差解消機ですね、先ほどの追記したほうがいいのではないかとということで、そちらは追記させていただきたいと思います。

3点目のところなのですが、ご確認ですけれども、この折り畳み式介助用ベッドの大きさが……

○矢口会長 220センチ以上という……、220センチ程度ですかね、の話ですよ。

○植田相談員 そうですね。図8.2と図8.3の違いを見ると、大きさぐらいになっていて、かつては、恐らくこの1つの2メートル掛ける2メートルの中に全部入れるみたいな形で図が来ているので、言ってしまうと、8.2は要らないのかなと。逆に、大型ベッドをどけて、オストメイト用の汚物流しにするとか、ちょっと使い方が違うのかなと思っています。

○事務局（景観・まちづくり課長） 分かりました。

このイラストの分散化という趣旨のご指摘ということでよろしいですかね。分かりました。ここのイラストのほうは、微修正させていただきたいと思います。

○矢口会長 これは、ちなみに8.2と8.3、両方併記する理由というのは何ですかというのを、逆に僕は聞きたいなと思います。そこですね。

○植田相談員 そう思います。

○事務局（景観・まちづくり課長） 床面積の右上の図8.3、例えば不特定多数の、床面積でこういった機能が必要じゃないかということで、基準に対応するような図示をさせていただいておりますので、先ほどのこちらの基準の中に絵の記載スペースが限られているので、全部入れているんですが、先ほどの分散の趣旨というのもございますので、こういった追記ができるかどうか修正ができるかというのは、調整させてもらいたいと思います。

○矢口会長 分かりました。

よろしいでしょうか。

○植田相談員 すみません、ありがとうございます。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

その他。

○小原委員 今のご指摘を聞いている間に、建築編の2-86ページの参考図のところで、トイレの「子育て支援設備を設けた便房」というふうにされて、いろいろなところに「子育て支援設備」という文言が出てくるんですけれども、これはどこかで定義づけとかはしているんでしょうか。

一般的に、トイレの2-84ページのベビーシートとかフィッティングボードとかベビーチェアのことを言っているのかなと思うんですけれども、あまり一般的な用語ではないのかなと思ったので、質問です。

○事務局（景観・まちづくり課主査） こちらですが、東京都さんのほうで「子育て支援設備」といった文言を使用していて、区も同様にベビーチェアですとか、おむつ交換台などの設備を総称して使っています。

○矢口会長 よろしいですか。東京都との整合性を取っているということかと思います。

その他、何かございますでしょうか。

よろしいですかね。

今日もかなり活発に意見は出していただいて、いい審議会になったかと思います。それほど駄目出し、大きな駄目出しは出ていなかったかと思いますが、結構皆さん、細かく見ていただいて、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答を踏まえまして、事務局から今後の進め方についてご説明いただけますでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課長） それでは、今後の進め方について、ご提案も含めてご説明させていただきます。

こちらのマニュアルの改定につきましては、8月の審議会では委員の皆様にご提示させていただきました。その後、2回の部会、また本日の審議会ということで計4回ご議論いただきました。

今日の前の第1回と第2回の部会を含めて、かなり様々なご意見を頂きまして、先ほども事務局からご説明させていただきましたけれども、資料2の中で、様々な対応をさせていただいて、かなりいいものができているかなというふうに思っています。

こちらは、本日いただいた意見ですと、例えば色彩の高齢者の方、認知症の方の追記ですとか、イラストの鏡に見えない部分は少し調整すべきではないかとか、斜行型の段差解消機の追記ですとか、あとは一部のスパイラルアップの部分についても一部追記ということで、内容に大きな変更をすべき意見がなかったのかなというふうに、事務局側としては認識してございます。

ですので、そういった追記ですとか微修正の部分につきましては、事務局のほうでまず修正をさせていただきまして、今後、**矢口会長**に修正部分については確認させていただきたいと思います。

委員の皆様につきましては、改定版の最終版を改めて完了後、先ほどちょっとイラストのところもまだ作成中のところがございますので、こういったところもご指摘の趣旨を踏まえたイラストに変えていただいて、最終版を委員の皆様にご郵送させていただくというような形で、確定版とさせていただきたいというような進め方にさせていただきたいと思っております。

そういった進め方でいかがでしょうかというような、事務局からのご提案でございます。

○矢口会長 確認ですけれども、1月の部会と3月の審議会は、もうなしでもいいんじゃないかということですかね。

○事務局（景観・まちづくり課長） はい、そういうご趣旨でございます。

8月の審議会で、本日かなり内容に変更が伴うような意見が出た場合に、改めて部会で審議をする必要があるかなということで、かなりちょっとタイトなスケジュールをご提案させていただきましたが、本日のご意見を伺っていますと、追記、微修正程度で部会の開催、また改めて審議会も必要ないかなというふうに事務局として捉えておりまして、改めて、その辺のご提案をさせていただいているような状況でございます。

○矢口会長 分かりました。

今、事務局から進め方についてご提案がありましたけれども、皆様いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

○水村委員 すみません、確認なんですけど、1月17日と3月27日がないという理解でよろしいですか。すみません、来年の手帳に書いてあったので。

1月17日の午前中と3月27日の午後の審議会は、あるいは部会はないと。もう、ほかの予定を入れてよいという。

○矢口会長 そこが大事ですね。

○事務局（景観・まちづくり課長） そちらの内容につきましては、本日欠席の委員の方もいらっしゃいますので、改めて変更になった、こちらの郵送させていただくタイミングと合えば一緒に郵送させていただきますし、そのような通知を事務局のほうから改めてさせていただきます。

○矢口会長 事務局の提案としましては、本日いろいろ意見は出ましたが、大きな変更が加えられることはないだろうと。小さな修正が幾つも出てきましたけれども、そちらを修

正して、**矢口**のほうで一応確認して、最終版を送付するというような形を取りたいと。1月の部会、3月の審議会は必要ないのではないのでしょうかというご提案でございました。

皆さん、どうでしょうかと、一応この進め方でよろしいでしょうか。

では、ご提案のとおり進めさせていただきたいと思います。

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課長） ありがとうございます。

2. その他

○事務局（景観・まちづくり課長） それでは、最後は事務連絡になります。

本日の議事録につきましては、個人情報に当たる部分を除き、ホームページで公開させていただきたいというふうに思っております。

次回の審議会の日程でございますが、改めて審議会の議題等が決まりましたら通知させていただきます。

また、事前協議及び届出について、勧告、公表を検討するような事例が発生した場合については、急遽、審議会を開催する場合もございますので、その際は改めてご連絡をさせていただきます。

また、本日机上去用意させていただいております茶色の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則と、こちらの製本されているマニュアルは、ひもとじのちょっと厚い冊子になってございますけれども、そちらについては机上に置いておいていただいても結構でございます。

事務連絡は以上でございます。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議会は以上で終了となります。

皆様、どうもありがとうございました。